

農用地利用集積等促進計画の決定にかかる 利害関係人からの意見聴取取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第8条の2第3項に定める公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う利害関係人からの意見聴取に係る取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 一括方式の集積計画：市町村が作成する公社を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の経過措置対応）
- (2) 計画案：農用地利用集積等促進計画案又は一括方式の集積計画案
- (3) 利害関係人：規程第6条に定める借受希望者等

(意見聴取の対象及び掲載方法)

第3条 公社は、地域計画が策定されていない区域の農用地に係る計画案の各筆明細のうち、利用権等を設定する土地の所在、地目及び地積並びに設定する利用権の期間について、速やかに公社のホームページに掲載し、意見を求めるものとする。

(意見聴取の期間)

第4条 意見聴取の期間は、ホームページへの掲載日を除き7日後（7日後が公社の休日にあたる場合は、その翌日）の17時までとする。なお、意見聴取期間終了後は、ただちに前条に定める情報をホームページから削除する。

(利害関係人の意見提出の方法)

第5条 利害関係人は、第3条に定める計画案について意見がある場合、前条に定める期間内に、別紙様式1により郵送、FAX又は電子メールにより、公社あて提出する。なお、郵送による場合は、前条に定める期間の末日までに公社に必着とする。

- 2 前項に定める意見は、ホームページに掲載した計画案の内容に対するものであり、かつ、理由を付したものであることとする。
- 3 利害関係人であることが明らかでない場合、又は第1項及び第2項の条件を満たさない意見の場合、当該意見は無効とする。

(意見への対応)

第6条 公社は、前条の意見があった場合、速やかに別紙様式2により市町村に通知するとともに、計画案の取扱いについて検討を依頼する。

2 市町村は、前項の検討の結果を速やかに別紙様式3により公社に提出する。

3 公社は、当該計画案において貸付先とされていた者と調整のうえ修正するものとする。

4 公社は、前2項の検討の結果を別紙様式4により意見を提出した利害関係人に通知する。

(県への計画案等提出)

第7条 公社は、知事に対し農用地利用集積等促進計画の認可申請又は一括方式の集積計画への同意協議（以下「申請等」という。）を行う場合、別紙様式1及び別紙様式4の写しを添付するものとする。

2 前項の申請等において、第6条第2項に定める計画の修正が行われた場合は、修正後の計画案に加え、変更前の計画案を添付して、知事に提出する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 農用地利用配分計画の決定及び農用地利用配分によらない賃借権等の設定にかかる利害関係人からの意見聴取取扱要領は廃止する。

3 この要領の施行前に旧要領に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙様式 1

農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）に対する

意見書

年 月 日

〒020-0084 盛岡市神明町 7 番 5 号

F A X 0 1 9 - 6 2 4 - 5 1 0 7

e-mail nouchi@i-agri.or.jp

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

住所

氏名

電話番号

私は、農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）に対し、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 意見の対象となる農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）

市町村	公益社団法人岩手県農業公社ホームページへの掲載日

2 意見の内容及び理由

意 見	理 由

（留意事項）

- ・意見の欄には、対象となる土地の情報（地割地番）を記載すること。
- ・理由の記載のない意見は無効であること。
- ・記載のあった個人情報、意見に係る当公社からの問い合わせにおいて使用するほか、県及び関係機関に対して情報提供する場合があること。

別紙様式 2

岩農公発第 号
年 月 日

〇〇市町村長 様

公益社団法人岩手県農業公社
理事長 〇 〇 〇 〇 

農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）に対する意見書の送付について

標題の件について、別添のとおり意見書の提出がありましたので、送付します。

なお、貴市町村における当該意見の取扱いについては、別紙様式 3 により、速やかに当公社あて提出願います。

別紙様式 3

公益社団法人岩手県農業公社理事長 様

〇〇市町村長

農用地利用配分計画案（一括方式の集積計画案）に対する意見の取扱いについて
年 月 日付で提出のあった標記意見については、下記のとおり取り扱います
ので、よろしくお願いします。

記

1 意見への対応

（１）農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）を別添のとおり変更することが
適当と判断します。

（２）農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）の変更は不要と判断します。

2 上記の理由

[施行注意]

- ・ 1 の（１）または（２）に○を付す、または一方を削除する方法により通知すること。
- ・ 1 の（１）による場合は、変更後の計画案（又は内容案）を添付すること。

別紙様式 4

(意見提出のあった利害関係人) 様

公益社団法人岩手県農業公社
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）に対する意見の取扱いについて

年 月 日付で提出のあった標記意見については、下記のとおり取り扱いますので、よろしくお願いします。

記

1 意見への対応

- (1) 農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）を別添のとおり変更のうえ、意見を付して県に提出します。
- (2) 農用地利用集積等促進計画案（一括方式の集積計画案）は変更せず、意見を付して県に提出します。

2 上記の理由

[施行注意]

- ・ 1 の (1) または (2) に○を付す、または一方を削除する方法により通知すること。
- ・ 1 の (1) による場合は、変更後の計画案を添付すること。